

# 令和4年度 高齢者肺炎球菌の定期予防接種について

## ◆◆◆ 高齢者肺炎球菌ワクチンについて(概要) ◆◆◆

肺炎球菌 ワクチンの 効果	肺炎は、日本人の死因の上位であり、死亡者の95%以上が65歳以上の方です。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンを接種しておくことで、肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。
接種回数	肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 商品名:ニューモバックス)を使用し、上腕の皮下または筋肉内に1回接種します。 <b>※ 既にこの肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、自費か助成での接種かに関わらず、定期接種の対象外となりますので助成は受けられません。</b>
接種場所	鶴岡市が委託契約している医療機関で接種してください。鶴岡市外で接種される方は鶴岡市健康課または各地域庁舎市民福祉課へお問い合わせください。
接種期間	<b>令和4年4月1日～令和5年3月31日</b>
※その他、ワクチンの副反応等については、裏面をご覧ください。	

## ◆◆◆ 令和4年度の定期接種の対象者について ◆◆◆

1.

対象者	生年月日
65歳になる方	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生
70歳になる方	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
75歳になる方	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
80歳になる方	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
85歳になる方	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
90歳になる方	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
95歳になる方	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
100歳になる方	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生

※令和6年度からは、満65歳の方のみ定期接種の対象となる予定です。

2. 60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害や、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があり、日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害(身体障害者手帳1級)がある方。

## ◆◆◆ 接種にあたっての注意事項 ◆◆◆

高齢者肺炎球菌予防接種を実施するにあたって、接種を受ける方の健康状態を十分確認する必要があります。以下の肺炎球菌ワクチンに関する情報を必ずお読みいただいた上で、予診票にできるだけ詳しくご記入ください。ご自身の記入が難しい方が接種を希望されている場合には、健康状態をよく把握しているご家族など代理人の方がご記入ください。

接種される方の接種希望確認ができない場合は接種できませんので予めご了承ください。

**なお、新型コロナワクチン接種の前後 2 週間は、肺炎球菌ワクチンの接種ができません。**

### ○ 予防接種を受けることが不適切な方

次のいずれかに該当すると認められた場合には、接種を行うことができません。

1. 明らかに発熱（37.5℃以上）のある方
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
3. 肺炎球菌ワクチンの成分によってアナフィラキシーを呈したことがある方
4. 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適切な状態にある方

### ○ 接種の判断を行うに際し、注意を要する方

健康状態及び体質を勘案し、次のいずれかに該当すると認められる場合には、注意して接種する必要があります。

1. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患がある方
2. 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
3. 過去にけいれんの既往のある方
4. 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
5. 本剤成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

### ○ ワクチンの副反応

接種部位の疼痛、発赤、腫脹、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱等の副反応が現れることがあります。重大な副反応として、アナフィラキシー、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病、蜂巣炎などの報告があります。

接種後、上記のような症状を感じた場合は医師の診察を受けてください。

### ○ 健康被害の救済

予防接種により健康被害が生じ、国が認定した場合には救済する制度があります。

### ○ 長期療養特例について

接種対象年齢において、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等の特別の事情により、予防接種を受けることができなかったと認められる方については、特別の事情がなくなってから 1 年間は定期接種の対象となります。詳細についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ】 \*平日 8時30分～17時15分

鶴岡市健康課 予防接種担当 ☎ (0235) 25-2731 (内線 373) にこ♥ふる 1 階

各地域庁舎 市民福祉課

- ・ 羽黒庁舎 ☎ 26-8774 (直通)
- ・ 朝日庁舎 ☎ 53-2115 (直通)

- ・ 藤島庁舎 ☎ 64-5810 (直通)
- ・ 櫛引庁舎 ☎ 57-2116 (直通)
- ・ 温海庁舎 ☎ 43-4613 (直通)